

平成 25 年度 第 1 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 25 年 8 月 2 日（木） 10：00～12：00

場 所：総合庁舎 18 階会議室

出席者：委員	18 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、寺田委員、中泉委員、平川委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
市長	1 名
事務局	13 名
（田村、朝田、川崎、奥野、清水、安永、寺岡、山本、川西、関谷、松田、松本）（オブザーバー（中谷））	
スタッフ	4 名
（松崎、一木、黒田、今村）	
傍聴者	3 名
業者（地域社会研究所）	1 名
	計 40 名

資 料：資料 1 会議次第、配席表、委員名簿

資料 2 - 1 東大阪市子ども・子育て会議条例

資料 2 - 2 東大阪市子ども・子育て会議運営に関する指針（案）

資料 2 - 3 東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針

資料 3 子ども・子育て支援制度 国の動向概要

資料 4 - 1 東大阪市の子育てを取り巻く状況と課題について

資料 4 - 2 本市幼稚園の現状について

資料 5 - 1 ニーズ調査票案 就学前児童のいる世帯用

資料 5 - 2 ニーズ調査票案 小学生のいる世帯用

資料 5 - 3 ニーズ調査票案 妊婦用

資料 6 - 1 今後のスケジュール（案）

資料 6 - 2 今後のスケジュール

1．開会

事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 1 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。会長選出までの議事進行を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

2．委員委嘱

事務局・寺岡

初めに、市長の野田義和より委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。

委員の皆様には 50 音順でご着席いただいております。ただ今から、市長がお席のほうに進ませさせていただきますので、ご起立のうえお受け取りください。

野田市長による委嘱状の交付

3. 市長挨拶

事務局・寺岡

続きまして、第1回「子ども・子育て会議」の開催に当たりまして、市長の野田義和より、一言御挨拶申し上げます。

野田市長、よろしくお願ひいたします。

野田市長

おはようございます。

本日はご出席頂きまして誠にありがとうございます。

今回は委員として皆さまにご支援いただきます。ありがとうございます。

日頃は市の施策にご支援を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年8月に国が3つの法を制定しまして、現在、27年度に向けて子育て支援の制度設計が進められています。財源としては消費税が充てられる予定です。

平成27年度には基礎自治体としてこれからの子ども・子育て支援をどのようにしていくかを本市としても考える必要があります。幼児教育・保育に関すること、新たな子どもに対する施策、そして仕組みも作っていく必要があります。

皆さまには会議の中で今後の子ども・子育て支援に関する議論についてご苦勞をおかけしますが、子どもにとって素晴らしい東大阪であるようにご協力をお願いいたします。

市民の皆さまにとっては子ども・子育てに関することは一体的であると思いますが、国と同様に、基礎自治体では市長部局と教育委員会とが法的に分かれています。国も縦割り行政ですので、そのわかりにくさがあると思います。子どもを1つのキーワードにして役所の垣根を感じさせない発想をもっていかないといけないと考えています。

子ども・子育てに関する仕組みをより良いものにするために、大変お忙しい中での会議開催になるかと思いますが、重ねてご協力をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

4. 委員紹介

事務局・寺岡

ありがとうございました。続きまして、本日御参集いただきました委員の皆さまの御紹介をさせていただきますと存じます。お手元に資料1「東大阪市子ども・子育て会議委員名簿」をお配りさせていただいております。名簿順に御紹介をさせていただきます。

委員紹介

以上20名の方々です。よろしくお願ひいたします。

さて、本日、全委員20名中現在17名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第6条第2項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

小田委員入室

事務局・寺岡

ただいま、小田美亜委員がご到着されましたので、20名中18名の出席となりました。あらた

めてご報告いたします。

続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。

事務局紹介

なお、大変恐縮ではございますが、野田市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

野田市長退室

テーブルの配置変更

5 . 議事

(1) 会議の運営について (会長の選任、副会長の選任、会議運営指針の決定、部会の設置)
事務局・寺岡

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿が資料番号 1、会議の運営についての資料が資料 2 - 1 から資料 2 - 3、子ども・子育て支援制度についてが資料 3、本市の状況についてが資料 4 - 1 から資料 4 - 2、ニーズ調査についてが資料 5 - 1 から資料 5 - 3、今後のスケジュールが資料 6 - 1 から資料 6 - 2 となります。資料はございますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、本日は、報道関係の方々、また「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 3 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、まず、本会議の位置づけですが、「子ども・子育て支援法」第 77 条に基づき、

- ・教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所) の利用定員について
- ・地域型保育事業の利用定員について
- ・本市の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について
- ・また、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進状況について調査審議するためということをも目的として設置されたものであります。これは、「子ども・子育て支援法」の目的に従い、「東大阪の一人一人の子どもが健やかに成長することができるようにどう支援を行っていくか」ということを、ご審議いただく場ということになります。本日委嘱させていただいた皆さまの中には、様々な団体のご代表として委員をお願いさせていただいた方もいらっしゃいますが、本会議の趣旨をご理解いただき、それぞれの所属団体や立場の枠を超えて、その豊富な経験や知識を施策策定のため発揮いただきますようお願いいたします。

それでは、次に本会議の会長の選出に移りたいと存じます。東大阪市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項におきまして、「会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」こととされております。委員の皆さま方におかれましては、会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。まず会長ですが、どなたか立候補や御推薦のご意見等ございますか。

では、高山委員、お願いいたします。

高山委員

私といたしましては、関川委員に会長をお願いしたいと考えております。関川委員は東大阪市の社会福祉審議会の委員を長く務められております。また、福祉計画の策定を通じ、自治体における福祉行政のあり方について広く研究されていることから、この度の新制度についての議論で会長職にあたられるには適任と思います。

事務局・寺岡

ありがとうございます。関川委員を会長に御推薦されるという御意見をいただきましたが、いかがでございましょうか。

異議なし、拍手による承認

事務局・寺岡

ありがとうございます。

続きまして副会長ですが、どなたか立候補や御推薦等ございますか。

関川会長

私といたしましては、中川委員に副会長をお願いしたいと考えております。中川委員は社会福祉審議会の児童専門分科会の座長を務められております。また児童福祉の研究に広く精通されていることから、副会長職に適任と思います。

事務局・寺岡

ありがとうございます。中川委員を副会長に御推薦いただきましたが、いかがでございましょうか。

承認

事務局・寺岡

ありがとうございます。

それでは、恐縮でございますが、関川委員に会長を、中川委員に副会長をお引き受けいただきたいと存じます。

早速でございますが、お二人には、会長席、副会長席に移っていただけますでしょうか。

関川委員・中川委員、会長席・副会長席へ移動

事務局・寺岡

では、会長となられた関川委員より就任のご挨拶をお願いいたします。

関川会長

関川でございます。ただいま会長の大役をあずかりました。大阪府立大学人間社会学部で福祉行政の授業をしております。東大阪市においても社会福祉審議会の議長をしております。

次世代育成支援計画の際にも合同会議に参加させていただきました。こども・子育て会議は国ではすでの4回・5回と積み重ねられています。全国的には35%の自治体が既にこども・子育て会議を開催しています。この子ども・子育て会議は条例によって開かれるものでありまして、東大阪市でも条例に基づいて開催する運びとなりました。社会福祉審議会での審議過程とはまた違う形、違う委員にもご参集いただいて、幅広い参画をいただいております。この会議には、今、まさに子育て中の方に参加いただいていることが特徴だと思えます。あらためて、子どもの健やかな成長のためにどのような支援ができるのかを皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

事務局・寺岡

ありがとうございました。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

関川会長

それでは会議次第にしたがい議事を進行させていただきます。続きまして、会議の運営指針についてお諮りさせて頂きたいのですが、事務局で原案を用意して頂いております。御説明をお願いいたします。

事務局・関谷

それでは、お手元の資料2-2をご覧ください。「東大阪市子ども・子育て会議運営指針(案)」

でございます。

会議を開催するにあたり、傍聴につきましては既に東大阪市子ども・子育て会議傍聴指針で取り決めをさせていただいておりますが、この会議運営指針（案）におきましては、会議を進める上で必要となる会議の招集、代理人の出席規定、また審議会一般に通ずる公開に関する事項などをとりまとめております。

また、先ほど進行の寺岡からもお伝えしましたとおり、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を、本市子どもすこやか部のホームページで公表させていただこうと考えておりますので、御了承をいただければと思います。

関川会長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明につきまして、何か御質問があれば挙手をお願いしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後ともそうですが、ご質問やご意見を述べられる際は、委員が大勢いらっしゃるのので、挙手をお願い致します。

それでは、会議運営指針は案のとおり決定させていただきます。

それでは、次の議題に移ります。議題は部会の設置ということについてお諮りさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

事務局・関谷

資料2-1の東大阪市子ども・子育て会議条例をご覧ください。その中の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされております。この規定に基づきまして部会の設置についてお諮りをさせていただきたいというものでございます。

具体的には「東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会」並びに「東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会の設置」をさせていただいてはどうかということでございます。

検討事項といたしまして、利用料等検討部会では、今後示される国の公定価格をもとに、保育所や幼稚園、またこれから設置を考えて行く幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討してまいります。

また、幼保連携検討部会では、保育所・幼稚園との連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について、検討してまいります。

説明としては以上でございます。

関川会長

ありがとうございました。

これからの「東大阪市子ども・子育て会議」では親会議と2つの部会とで審議を進めていきたいと思っております。この「東大阪市子ども・子育て会議」は親会議となって、大きな方針を中心に議論していただくこととなります。利用料の問題については少し悩ましい部分があって、保育園の利用料と幼稚園の利用料とそれ以外の利用料を1つの仕組みの中で公平・公正に決めていかなければなりません。これについては利用料等検討部会で議論いただいたうえで、親会議と一緒に考えていこうというものです。そして、幼保連携検討部会についても、これからの幼保のあり方をどう決めていくのかということについて、保護者の皆さま、事業者の皆さまと一緒に検討し、原案を作っていたと考えて、2つの部会を作らせていただきます。国が定める法律に基づいて具体化する際の詳細について、2つの部会で議論を進めると同時に、事業の方針などについては、この親会議である「東大阪市子ども・子育て会議」で皆さまに諮って進めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。これについてのご質問・ご意見はありますか。

【高山委員】

今の件に関する資料はありますか。口頭の説明だけではよくわかりません。

事務局・関谷

資料はまだ用意しておりません。まだ国でも公定価格等の状況が示されていないところがあります。部会を設置するときは、会長と部会長に資料を説明しながら進めていきたいと思っております。本日は資料がなくて申し訳ありません。

関川会長

いかがでしょうか。

【高山委員】

わかりました。

吉岡委員

1つ目の利用料等に関する検討部会と2つ目の幼保連携検討部会とは関連する内容だと思えます。利用料は利用料で、幼保連携型などの内容は内容で、というように別の部会で検討してよいものなのか、関連することが出てこないのかという疑問があります。

関川会長

幼保連携検討部会の内容について説明いただけますか。

事務局・関谷

幼保連携型の部会については、主に公立の保育所・幼稚園における今後のあり方を、基本的に議論させていただこうと考えています。

関川会長

たとえば利用料についてはどういう扱いになりますか。

事務局・関谷

利用料については、親会議である「子ども・子育て会議」を中心に審議していただくと考えています。

関川会長

幼保連携検討部会は、あくまでも公立の保育所と幼稚園との協力・連携の中で、新しい姿が考えられないか、ということを中心に検討して、公立の保育所・幼稚園の利用料については、大きな枠組みの中で、利用料等検討部会で議論する、ということで、両者は関連はするけれども審議内容については重ならないと理解してよいでしょうか。

竹村委員

幼保連携は公立だけで考える、というのは難しいのではないのでしょうか。

事務局・田村

今回の子ども・子育て会議において、すべての子どもたちにどういった形での公平・公正な幼児教育・保育がいきわたるのか、ということを審議します。国の場合は基準検討部会という別の部会が設けられていますが、本市の場合は、認可も含めた全体の基準や制度については、この親会議の中で議論していきたい、というのが大前提です。

部会については、利用料について国が公定価格を示していないので、公定価格の中身が出たら、委員の方々の中には重なる場合もあるとは思いますが、その中で親会議となる本会議にて真摯な議論をして、それに合わせた形で部会を進めたいと思えます。

幼保連携型については、民間と合わせて、現在、本市に置かれている公立の保育所・幼稚園を今後どうしていくのかというのは大きな課題です。民間について考えないわけではなくて、民間は進んでいていただきますが、その中で公の役割は何をしていくのか、ということがこれまでの行政的な課題となっているので、それについても整理するために部会を設けたいということです。

3つとも関連していくので全体の親会議でも議論しますが、分けた中で集中した議論をしたいということです。

関川会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

高山委員

確認させていただきます。幼保連携検討部会というのは、主に公立の保育所・幼稚園の今後のあり方ということだけでよいということですね。民間のほうは親会議でやるという理解でよろしいですね。そして、利用料等検討部会は、公立と民間も含めて、いわゆる幼保を含めた利用料の話を含めていくということですね。

関川会長

はい。

中川副会長

利用料等検討部会についてお話しします。保育所・幼稚園・それ以外ということですが、国としても、いわゆる就学前の子どもに関わる調査を求めています。本市では妊婦についても検討されます。また、学童保育といわれる留守家庭児童クラブについても調べようとされています。このように調査対象についても広がりのあるものと考えておられるので、利用料は広がりのあるこの本会議にて検討するのがよいと思います。

関川会長

いくつかご意見はありますが、設置については、この2つの部会を設置しながら、審議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員承認

関川会長

ありがとうございました。

それでは、利用料等検討部会・幼保連携検討部会を設置させていただきます。

続きまして、部会のメンバーについてですが、東大阪市子ども・子育て会議条例第7条第2項におきまして、部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名するとされております。

また、同条第3項におきまして、部会に部会長を置き、委員の内から会長が指名するとあります。部会につきまして、親会議の議論との緊密な連携が必要不可欠であると存じておりますので、部会長は条例で定めておりますとおり委員から会長が指名をさせていただこうと思います。部会のメンバーにつきましては私と部会長で調整をさせていただき、決定させていただきます。

まずは具体的に部会長をどなたにお願いするかについては、事務局と相談しながら、人選について、部会長選任を会長に一任いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

全委員承認

関川会長

ありがとうございました。

さて、続きまして、今日は第1回ですので、会議次第にあるように事務局から色々資料に基づいて説明をいただく必要がございます。子ども・子育て新制度の概要、東大阪市の状況、ニーズ調査などについて御説明いただきます。まずは、子ども・子育て支援新制度についての説明をよろしくお願ひいたします。

(2) 子ども・子育て支援新制度について

事務局・川西

資料3「子ども・子育て支援新制度 国の動向概要」について説明します。

1ページの「1. 子育てを取り巻く現状」についてです。深刻な少子高齢化社会で、核家族化

が進んでおり、子育てをしている世帯の孤立感・負担感が増加しています。以前は地域全体で子育てをしていましたが、地域力が低下しています。そこで、平成24年の8月に、このような状況を改善するために、子ども・子育て関連3法が成立しております。

2ページの「2. 子ども・子育て関連3法のポイント」についてです。ポイントは3点あります。1番目は「新幼保連携型認定子ども園制度の創設」です。現状の認定子ども園は、幼稚園・保育所としてそれぞれ別々に認可を取って運営する、という非常に運営しづらいものになっています。財政措置もそれぞれ別々です。このような問題を改善するために、新幼保連携型認定子ども園制度を創設し、設置・監督基準や運営基準、また財政措置等を一本化しました。2番目は「幼保連携型認定子ども園、幼稚園、保育所・園等を通じた共通の給付」です。幼稚園・保育所・認定子ども園等については施設型給付、小規模保育等の事業者については地域型保育給付、ということで給付も一本化しました。3番目は「地域の子ども・子育て支援の充実」です。先ほど地域力の低下という現状をあげましたが、妊娠期から小学6年生までの支援を地域全体で支えます。

3ページの「3. 施策展開の具体的なイメージ」について4点を挙げています。1番目は「待機児童の解消」です。特に0歳から2歳に集中している待機児童を解消するために、先ほど述べた新たな幼保連携型の認定子ども園を創設し、小規模保育・家庭的保育等を活用します。2番目は「放課後児童クラブ対象年齢見直し」です。対象年齢は、現状では小学校3年生までですが、小学校6年生までになります。3番目は、かなり要望の強いところだと思いますが、「一時預かり、病児病後児保育、休日夜間保育などの拡充」を目指します。4番目は「安心して子どもを生み育てやすくするための妊娠期からの相談支援の充実」です。現状でも相談機能・情報提供機能はありますが、コーディネート機能等を付加して、親御さんに寄り添った相談支援機能を充実させます。

4ページの「4. 国の検討状況」についてです。現在、国の「子ども・子育て会議」は5回行われています。「基準検討部会」は3回です。そして「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」は2回行われているという状況です。

5ページの「5. 子ども・子育て会議の検討内容」です。国の「子ども・子育て会議」の内容について簡単に説明します。これまでの5回の会議で特に中心的に検討されてきたのが、「基本指針の策定」ということです。この基本指針が、各自治体の作成する事業計画等の拠り所となるので、国が最も早急に検討してきました。特徴は4つあります。1番目は「子ども・子育て支援の意義」です。これは、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目指す、というものです。それから、一人ひとりの子どもがかけがいのない個性のある存在として認められるとともに、自己肯定観を持って育まれることのできるような環境を整備することです。そして、親としての成長を支援して、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることできるような支援をしていくことです。2番目は「地方自治体の事業計画の作成指針」です。各自治体が支援事業計画を作成することになっています。支援事業計画の中では、9月から10月に予定しているニーズ調査で需要量を把握したら、需要量に対する教育・保育の提供体制の確保について盛り込んでいくことになっています。3番目は「制度に関する基本的事項の提示」です。事業計画では量の確保の話はしましたが、その前段として質の向上を目指すという点が明示されています。4番目は「記載事項の整理」です。3つ挙げています。「ワークライフバランスの視点」や「子どもを中心に据えた施策の位置づけ」、「教育と保育における高い質と量の確保」などが基本指針に盛り込まれています。

6ページの「5. 子ども・子育て会議の検討内容」についてです。「保育の必要性の認定」という新しい言葉が出てきます。それぞれの子どもに対して、認定区分を設定することになっています。1号・2号・3号をあげています。1号認定とは、満3歳以上の「学校教育のみ」の就学前の子どもに対する認定です。2号認定とは、満3歳以上で「保育の必要性」の認定を受けた就学前の子どもに対する認定です。そして、3号認定とは、3歳未満で「保育の必要性」の認定を受けた子どもに対する認定です。この「保育の必要性」とは、保護者の事由によって判断すると

ということです。基本は就労ですが、今、国では、就労以外にも、求職活動中、就学中、もしくは起業準備期間中というようなことまでも、保育の必要性の事由に加えようと検討されています。

7ページの「5. 子ども・子育て会議の検討内容」についてです。「確認制度について」です。今、国の基準検討部会で、それぞれの施設・事業の認可基準・運営基準等が検討されています。幼稚園・保育所・認定子ども園・小規模保育などそれぞれの業種・状態ごとの基準をクリアしたところについては、利用定員を設定して確認ということになります。確認を得ることができれば、先ほど説明した、施設型給付や地域型保育給付の対象になります。次は「ニーズ調査の検討」についてです。今、国や大阪府からニーズ調査案のたたき台が出てきています。それに東大阪市の案を足して、ニーズ調査を行いたいと思います。そして需要量等を調査して、事業計画に反映していきたいと考えています。

8ページの「6. 基準検討部会の検討内容」についてです。先ほどから説明しているのが「新たな幼保連携型認定子ども園の認可基準」や「地域型保育事業の認可基準について」です。「公定価格・利用者負担について」はまだ検討されていませんが、これから検討されます。「地域子ども・子育て支援事業について」は議論が活発に行われています。

9ページの「7. 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」についてです。今、国では、基本制度や児童クラブのガイドラインについて検討されています。

最後に9ページから12ページの「8. 待機児童解消加速化プラン」について説明して終わります。2017（平成29）年に保育ニーズがピークを迎えるということで、それまでに40万人の待機児童対策をやっていこうということです。平成25、26年度については「緊急集中取組期間」として20万人の待機児童の解消を目指すというものです。国は、「支援パッケージ～5本の柱」を提供しています。1番目は「賃貸方式や国有地も活用した保育所整備」です。国は、空いている公務員宿舎等を利用して、保育所等に使えるかということを考えています。公務員宿舎は駅の近くに建っていることが多いので、それを上手く利用していこうと考えています。まったくの空き家でなくとも、空いた部屋があればそれも利用していきたいと考えています。2番目は「保育の量拡大を支える保育士確保」です。保育士から他業種への移転を防ぐための処遇改善や、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得を支援していこうというものです。3番目は「小規模保育事業など新制度の先取り」です。今、国の基準検討部会では、小規模保育についての基準を最優先に検討しています。小規模保育は、認可保育所等を作るよりも、初期投資等も少なく済むので機能的だろうということで、優先して検討されています。4番目は「認可を目指す認可外保育施設への支援」をしていこうということです。5番目は「事業所内保育施設への支援」です。国は、事業所内での保育施設に対して、現状の厳しい設置基準等をもう少し緩和したいと検討しています。

12ページについてです。東大阪市としても「待機児童解消加速化プラン」に参加しようということで、現在、幼稚園の預かり保育をしているところに対してそこを幼保連携型認定子ども園にできないか、あるいは、認可外保育施設を運営しているところに対してそこを小規模保育にできないか、ということこれから検討していきたいと考えています。

以上、簡単ですが、国の動向について説明いたしました。

関川会長

ありがとうございました。これまでの国のレベルの経緯や子ども・子育て支援法の概要について説明していただきました。

今の御説明について、何か御質問があれば挙手をお願いしますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(3)本市の状況について

関川会長

それでは続きまして、本市の状況についてご説明いたします。

事務局・関谷

それでは本市の状況について、資料4 - 1「東大阪市の子育てを取り巻く状況と課題について」をご覧ください。

2ページの「本市の出生数と出生率」についてです。急速な少子化の進行についてご説明します。平成元年には出生数5,022人だったのが、平成21年より4千人を割り込み、平成23年には出生数3,884人という、どんどん出生数が減ってきている状況です。

3ページの「就学前児童数」についてです。これも少子化の現状です。0歳から5歳までの人口の動向です。平成22年度には24,749人、平成23年度には24,348人、平成24年度には24,093人と、毎年約300人の人口が減少しています。このように年々、少子化が進んでいる状況をご確認ください。

4ページの「待機児童数の推移」についてです。この表では直近3年間の状況ですが、徐々に減少してきたという経過がありました。それが平成20年秋のリーマン・ショックの影響により、急に246人に増加しました。その後も、本市では保育所の施設整備事業を実施してきましたが、大きな効果が出ず、表のとおり、待機児童数が出てしまった状況です。ちなみに平成25年度の待機児童数は230人です。

5ページの「平成25年 年齢別待機児童数」についてです。平成25年の待機児童数230人中、0歳から2歳の数が197人にも至ります。全体の85%を占める状況であり、この年齢層に対する対策が必要となることがわかります。

6ページの「在宅児童数の現状」についてです。就学前児童数26,694人から、保育所入所数・幼稚園入園数を引くと、10,083人になります。他市にいる方も含まれますが、およそ10,083人が在宅で子育てしている状況です。その内0歳から2歳の在宅児童数を合計すると8,648人になり、全体の85.8%の方が在宅で子育てしている状況です。支援センター等いわゆる公の地域の子育て事業を利用している方に対しては支援ができていますが、利用していない方に対してどのように支援していくかが課題です。

7ページの「家庭児童相談室における相談件数」についてです。虐待の相談件数が年々増加しているという経過があります。今回の新制度の中でも、地域の子育て支援について、本市でも拡充していくことが重要で有ると考えています。

事務局・松本

8ページ以降については、青少年スポーツ室から説明いたします。

関連3法において地域子ども・子育て支援事業の対象になっている、放課後児童クラブについて説明します。本市で実施している「留守家庭児童育成クラブの現状と課題」についてです。東大阪市の放課後児童クラブ事業は、留守家庭児童育成クラブという名称で、昭和41年にいわゆる鍵っ子対策としてスタートしました。平成元年度より、学校と地域の協力を得て、自主的な運営による運営委員会方式での事業を開始し、現在53の小学校で開設されています。

9ページをご覧ください。平成25年5月1日現在の本市における留守家庭児童育成クラブの入会状況と実施状況です。原則として、小学1年生から3年生までを対象とし、障害児については6年生までを受け入れています。現在、約2,700名の児童が利用しています。

法整備について説明します。平成9年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として法制化されました。事業の定義として、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされました。また、平成19年10月には、設置運営上の基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」が厚生労働省より通知されました。10ページにそのガイドラインの概略を付しましたので、のちほどご覧ください。

8ページでは、今回の子ども・子育て関連3法および関連法改正のなかで、「児童福祉法改正による課題」について説明します。この新システムにおいては、地域の実情に応じた子ども・子育て

て支援事業として、放課後児童クラブの充実を図っていくということが前提にあります。「1. 対象児童の拡大」についてです。対象児童がおおむね10歳未満から小学校6年生までに拡大されました。学年が上がることによる減少傾向はありますが、高学年を受け入れることによる施設環境の整備、また、指導員の専門性などが課題として考えられます。「2. 設備・運営基準の条例化」についてです。放課後児童クラブの設備・運営基準を条例化することになりました。基準については国が定めるとあり、先ほどのガイドライン等をベースに、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に専門委員会を設けて、現在、指導員の資格等の具体的な基準の内容が議論されているところです。「3. 民間事業者の参入」についてです。民間事業者が事業を実施しようとする場合の市町村の関与の強化が図られました。市への届け出の義務や、事業を行う者に対して基準が維持されているかという報告・立ち入り検査等ができることになり、これまで以上の組織体制の充実が必要と考えています。

以上で放課後児童クラブに関する資料説明を終わります。

事務局・松田

次に、教育委員会学校管理部学事課より、公立・私立幼稚園の現状を報告します。資料4-2「本市幼稚園の現状について」をご覧ください。

本市教育委員会の公立幼稚園の施策についてです。外部有識者等の意見を求めるなかで、「東大阪市の今後の幼稚園施策のあり方について」という報告書がまとめられました。それを受けて、教育委員会で平成23年3月に「東大阪市の今後の幼稚園施策に係る基本方針」を作成しました。2ページに付しています。この基本方針で示された主な内容は2点あります。1つは、幼稚園の運営を効率よく行うための、少人数学級の幼稚園規模の適正化です。幼稚園の統合を行うなかで、集団教育の効果を目指していくものです。もう1つは、公立・私立幼稚園での保育料の見直しを行っていくものです。この公立・私立間の保育料の格差は、入園料と保育料の合計で平成25年の平均をとると、公立では年間83,000円、私立では年間310,670円が掛かっています。この格差を是正するため、公立幼稚園での一定の引き上げを行っていく必要があることが、基本方針において示されました。

この基本方針については、子ども・子育て支援新制度により本会議が設置されたように、幼保一体とした考え方を必要とすることや、本会議において審議される今後の子ども・子育て支援事業計画、また、検討部会で審議される公定価格の見直し等があるので、会議の答申等を見ながら、基本方針の着手を進めていく必要があるかと考えています。

次に、東大阪市立幼稚園の園児数についてです。現在、公立幼稚園は19園あり、4歳児の園児数は694名、学級数は26学級です。5歳児については、4歳児の持ち上がりが759名、新規5歳児入園者が68名で、合計827名、学級数は34学級です。したがって、今年度の4歳児・5歳児合計園児数は1,521名、60学級です。

次に、東大阪市私立幼稚園の園児数についてです。平成25年5月1日現在の在園児数は、満3歳児が4名、3歳児が1,462名、4歳児が1,573名、5歳児が1,672名で、合計4,711名が在籍されています。

次に、公立幼稚園年度別4歳児抽選倍率についてです。平成20年度から平成25年度の推移で、東地区・中地区・西地区のすべてで抽選倍率が低下しています。全体で見ると、平成20年度には1.06倍だったのが、平成25年度には0.77倍と定員を満たしていない状況です。

以上のように、公立幼稚園では1,521名の在籍者、私立幼稚園では4,711名の在籍者となっており、平成25年度の定員数を、公立幼稚園では2,100名、私立幼稚園では6,405名と設けています。この定員数に対する在籍者の充足率を求めると、公立では72.4%、私立では73.5%となり、公私とも欠員の状況です。各園によって状況は異なりますが、おおまかに言って、公私とも平成25年度には26%から27%の幼児を受け入れるのが可能な状況ということになります。

また、資料には付けていませんが、幼稚園での学校教育以外の取組みとして、各園において預かり保育を実施しています。公立幼稚園においては、水曜日を除く平日の午後2時から4時まで

で、行事等の準備に支障のない範囲で、各園で可能な日に実施しています。私立幼稚園においても、各園で時間帯はさまざまですが、午前7時30分や午前8時からの早朝保育、また、午後7時や午後8時までの夕方の預かり保育を実施している園があります。

以上が本市幼稚園の現状です。

関川会長

ありがとうございました。事務局よりの説明は以上です。この後、ニーズ調査の内容についてご説明してご意見をいただくこととなります。

今の説明は、国の制度の趣意を踏まえて、東大阪市役所サイドがまとめたものですから、委員の皆様方には、事業者サイドからは十分に反映されていないものがあるかと思えます。また、利用者の方々も、こういうところで困っている、というようにお考えではないかと思えます。時間の制約もありますが、少し、東大阪市子ども・子育ての制度に関わる課題やご意見などをお聞かせいただけるとありがたいです。いかがでしょうか。

佐藤委員

2点質問します。まず、資料4-1の2ページの東大阪市の出生数と出生率についてです。平成24年のデータがあれば教えていただきたいです。2点目は、少子化が進んで児童数が減り幼稚園の定員が割れているという現状の一方で、保育所の待機児童が増加している原因がわかっているならば伺いたいです。

関川会長

よろしく申し上げます。

事務局・関谷

まず、平成24年の出生数については、3,802人となっています。ただし、合計特殊出生率については、まだ出ていない状況です。

待機児童の増加については、リーマン・ショック以来200名前後という状況が続いています。それ以降、東大阪市としては、保育所での施設整備事業等を行ってまいりましたが、なかなか減っていない状況です。社会経済状況に伴って、預けられたら働く、という方たちの増加が考えられるかと思えます。

関川会長

ご質問の趣旨は、幼稚園を含めてなぜ保育所の待機児童が解消できないのかというご指摘ですね。これについて、高山委員と竹村委員は、保育所と幼稚園というそれぞれの事業者の立場から、少し状況をご説明いただけないでしょうか。では竹村委員からお願いします。

竹村委員

私は、東大阪市私立幼稚園協会会長ですが、先ほどご説明がありましたように、我々も午前7時から午後7時までの長時間の預かり保育や、夏休みの預かり保育等もしているのですが、基本的には幼稚園は3歳・4歳・5歳が対象です。0歳・1歳・2歳については幼稚園に入園することはできない状況です。先ほどの資料にありましたように、待機児童のほとんどが0歳から2歳という状況です。だから、3歳から5歳については幼稚園でフォローできていますが、0歳から2歳は現状の幼稚園という形ではフォローできない状況でして、それが待機児童の問題です。

関川会長

高山委員から説明していただけることがあればお願いします。

高山委員

経済的な情勢で、働かなければいけない親御さんが増えていることが一番の原因だと思います。たとえば要保育率というのは、約30年前にはおよそ16%から18%だったのが、今や30%を超える勢いになっています。もちろんそれに見合った施設の数もどんどん増えてはいるのですが、定員を増やしたら増やした分だけ待機児童が増えるような状況になっています。色々な要素があるのですが、現場にいる者として看過できないのは、今の東大阪市の待機児童数のカウントの仕方にも少し問題があるように感じます。たとえば197名の0歳・1歳・2歳の待機児童の人たちは、

そのまま子どもを抱えて家にいっしょに過ごさなければならないだけで、認可外の保育園や企業の保育所に子どもを預けておられる方もたくさんあるわけです。たとえば横浜では待機児童数が急減しましたが、それはカウントの仕方を変えただけであって、カウントの仕方を変えると今回とは違う結果がでるのかなと思います。それと、東大阪市の場合は非常にやさしい行政ですので、一度保育所に入ると、一年も二年も求職中であっても退所させられるようなことはありませんし、育児休業をとられた方に上のお子さんがある場合に保育の解除になる市も多いのですが、東大阪市は解除しないで入所を継続しています。良い悪いは別にして、待機児童数の出方は、他の待機児童数の出た市と単純比較はできないと思います。良い悪いは別です。入りたい人がいれば入れてあげるというのも一つの考え方だとは思いますが、必ずしも待機児童数が、他市や自治体と単純比較のものではないという実感があります。

竹村委員

先ほどの説明に追加します。幼稚園では0歳から2歳を受け入れできませんが、この会議で検討する認定子ども園という形になれば、現在、幼稚園である施設でも0歳から2歳を受け入れることはできるようになります。

関川会長

民間保育園の中で、認定子ども園に変わりたいというご意見は多いのですか。どのくらいあるのでしょうか。

高山会長

保育所で認定子ども園という考え方を積極的にされているところは少ないです。というのは、新認定子ども園の形というのがよく見えませんし、保育と教育とは、特に給付の面で、簡単に一体化できるものではないと思っています。先ほどの国の現状を聞いても、そうはならないだろう、それぞれの現場をよく知っている人たちが議論しているのかな、と思うぐらいの内容です。今、いろいろとやっておられるとおりには、なかなかスムーズにいかないと思います。特に予算の面でも、消費税から1兆円近い額が回るようですが、新制度で考えているようなことをそのままやろうと思ったら、その程度のお金で済むわけがないのです。そのあたりをしっかりと議論しながら進めなければいけないとあらためて思っています。それがあって、なかなか新しい認定子ども園にうかうかと乗れないということがあります。

関川会長

私立幼稚園の先生方は、今の高山委員の保育所の考え方と同じようご意向なのでしょうか。

竹村委員

幼稚園としては、新認定子ども園の具体的な形はまだ見えないので、皆さまが検討されている状況です。ただ、先ほどの幼稚園の資料で見ていただいたように、空き教室のある幼稚園がありますし、これから先のことを考えると、認定子ども園を視野に入れて考えなければと思っています。どういうシステムが具体的に見えてこないで、まだ具体的には検討していませんが、すごく気にはしています。

関川会長

平成26年3月に認可基準と公定価格が明らかになるので、平成26年3月以降には、それを踏まえて色々な検討をすることができると思います。

竹村委員

幼稚園としては、今は補助金体系になっていますが、その補助金体系が縮小されると聞いています。そうなってくると、認定子ども園にならないと存続できないという形もあります。そのあたりははっきりしないので、困っています。

関川会長

何かご意見がありますか。

小田委員

私は日下地域で5年前から子育て支援を行っています。5年前と比べて、2年保育より3年保

育を希望されるお母さんたちが非常に多いです。子どもの預かりや親子教室をしています。そこに来られるお母さんは、0歳から3歳というまさしく就園前のお子さんが多いですが、私立での3年保育を希望される方が非常に顕著です。やはり子どもから離れたと言われる。公立幼稚園に行くよりは私立幼稚園、私立幼稚園に行くよりは1歳ぐらいになれば保育所に預けて働きたい、と言われる。やはり経済的な原因で、収入を増やしたいので自分が働きたいと言われるお母さんが増えていきます。教室に来られている何人の方々も、保育所を希望したけれどもみんな入れなかったとのこと。入れなかったお母さんは、家族にみてもらうとか、あとは内職をしておられます。内職をしている間に、子どもはゲームをしているのです。だから、5年前と比べて、ゲームをしている年齢もすごく下がっていて、2歳などでもゲームばかりしています。お母さんとしては、ゲームをしてくれると、内職がはかどります。でも、子どもにとっては、ずっと家の中にいることになってよくないと感じます。だから、預けたいけれども保育所が少ないという状況です。

関川会長

ありがとうございました。その他のご意見はございますか。

阿部委員

資料4-2の「東大阪市私立幼稚園 入園料・保育料等調一覧」に、私立幼稚園の預かり保育料がありますが、これは年間の料金でしょうか。私は勤めながら公立保育所に預けていましたが、そのときの料金はたしか午後6時30分以降で200円かかり、最大でも2,000円までだったと記憶しています。

関川会長

いかがでしょうか。

事務局・松田

私立幼稚園の預かり保育料金という理解でよろしいでしょうか。各幼稚園において預かり保育の利用料は個別に定められています。また、時間帯によって異なる金額の設定がされています。それをまとめた納付金という形で、資料4-2の金額になっています。

事務局・清水

資料4-2の1ページに書いている年間310,670円というのは、預かり保育ではない通常の保育料です。

竹村委員

この資料を少し説明します。預かり保育でまとめていますが、基本的には、年間すべて預けた場合の費用で計算していると思います。毎日、夏休みにも預けた場合です。ただし、この統計資料では各園によってかなり数値が違い、幅がありすぎるので、集計の方法が違うのかもしれない。それぞれの園によって預かり保育の設定は違います。たとえば1時間の利用料などそれぞれの考え方によって違います。この資料は1年間預けた時の金額の合計になっていると思いますが、数値にかなり違いがあります。

関川会長

ありがとうございました。他のご意見はありますか。

榎田委員

万代ユニオンという一般の食料品の流通産業として働いていますが、土・日・祝日に出勤しないといけないサービス業です。そこで働く者にとっては、保育園・幼稚園がお休みになると、どうしても自分たちが休みをとらざるを得なくなります。祖父母と一緒に住んでいれば子どもを預けられますが、今は、親にみてもらいたくても親も働いていて預けられないのが現状です。そのような中で、延長保育については、平日には午後7時や7時30分までできるとは聞いていますが、日曜・祝日にも園を開放していただいて、休みをとらなくても働けるような方向にこれからなっていくのでしょうか。ぜひともそのような方向性で進めていただきたいと思います。

関川会長

いかがでしょうか。ご説明はありますか。

事務局・関谷

そのニーズについては、今回のニーズ調査で、日曜・祝日・夜間にどのようなニーズがあるのかについてお聞きする項目があります。皆様の意見を集約して、今後の新制度に活かしていければと考えています。

関川会長

よろしいでしょうか。

八木委員

今さらですが、数字のマジックでなかなか解らない所があるとは思いますが、東大阪市としての待機児童の定義をはっきり教えてください。

関川会長

保育所に入れなかった方 819 名について待機児童 214 名というのはどういう説明なのでしょう。国の基準で計算した場合と書いてありますが、そこをもっとご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局・関谷

待機児童の定義については、厚生労働省が示している 7 つの適用除外というものがあります。東大阪市の入所については 4 園の希望を出せることになっており、専願で出している方がほとんどなのですが、その方は待機児童に含めないことになっています。あるいは、求職活動中・育児休暇中の方をどう見るかについては、横浜市や大阪市のように育児休暇を除外した市が、今年度、何市か出てきています。東大阪市としては、待機児童と分けていますが、実際に未入所児童が平成 24 年には 819 名おられます。入っておられない方の潜在的なニーズをどうするかが課題と考えています。

関川会長

それを含めてニーズ調査で本市のニーズをどう把握するか、ということが非常に重要なポイントであるのご理解いただけるかと思えます。

もし、その他ご意見・ご質問がなければ、時間の関係もあるので、ニーズ調査についてご説明いただきます。よろしくお願いします。

(4) ニーズ調査について

事務局・関谷

資料 5 - 1 から資料 5 - 3 をご覧ください。

まず調査の趣旨についてです。子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項において、国の基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての事業計画を市町村として作っていくことになっています。その中身については、量の見込み、確保の内容と今後の利用規模を記載するとされています。そのために、今回、今後の利用規模を把握するという目的で、ニーズ調査を全国的に実施することになっています。

東大阪市での対象としては、今回の事業計画の柱である幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の計画を立てることが中心になることから、就学前の児童から 6,000 サンプル、小学生から 3,200 サンプル、妊婦から 800 サンプルの計 10,000 サンプルを抽出して、送付することになっています。このサンプル数については、統計学の分野では、信頼度 95% で、標本誤差が ± 5% に収まっていれば妥当といわれているので、回答がこの範囲に収まるように配布数を算出しました。量的には十分なサンプル数を発送することになります。平成 21 年度に次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査をしたとき、就学前の回収率は 47.5% でした。今回は、50% を想定して配布数を算出しております。就学前・就学小学生・妊婦という 3 つのカテゴリから無作為抽出することを考えています。

続きまして、調査項目の設定についてご説明します。国の子ども・子育て会議において叩き台

が今年4月に提示され、国でも5回に渡って検討されています。大阪府においても、国の叩き台に追加して、大阪府独自の次世代育成支援の行動計画を踏襲した内容での案が提示されています。したがって、国の調査票を基本に、大阪府の必須項目と本市の追加項目からニーズ調査票案を作成しています。お手元に配布しているニーズ調査票案は、7月26日の国の子育て会議で示された修正内容と、本市の修正意見を反映した内容であり、事前に配布したニーズ調査票案と少し異なっている部分は赤字で記しています。ニーズ調査については、国においても最終的な確定がまだ出ていません。国のこれからの状況と、本市の子ども・子育て会議の委員の意見を踏まえて、8月中に調査項目の内容を決定したいと考えています。

続きまして、調査票の見方について説明します。まず資料5-1「就学前児童のいる世帯用」をご覧ください。「問」の前に何も付いていないのが、国からの叩き台の設問です。「問」の前に「(新規)」と書いてあるのが、本市として独自に設定した項目です。たとえば3ページの問16のように、「(市)」と書いてあるのが、平成21年の次世代育成支援行動計画のための調査と比較できる項目です。また、事業の内容については本市の実施している事業に合わせた項目、ということで「(市)」としています。8ページの問32のように、「(府)」と付いているのが、大阪府からの指示による設問です。ご参考にしてください。

資料5-1「就学前児童のいる世帯用」の案件についてです。1ページは、家族の状況について、生年月日や親子きょうだい関係、配偶者の有無など基本的な項目を聞くページです。2ページから3ページに渡って、子育て環境について、日頃の子育てに施設を含めて誰が関わっているのか、両親以外の方にもみてもらっているかなどを聞いています。4ページでは、保護者の就労状況について、両親の就労時間や就労日数、産休、育休、介護、その他を聞いています。5ページからは、定期的な教育・保育事業の利用について、平日に定期的に利用している幼稚園・保育所等の施設はどこか、その利用時間・場所・預けている理由・利用していない理由・利用希望などを聞いている設問です。7ページからは、地域の子育て支援拠点事業について、地域の子育て支援の利用状況や、利用希望などを聞いている設問です。9ページは、定期的な教育・保育事業の利用について、土曜日・休日・夜間・長期休暇中などの期間での利用希望や、利用する理由などを質問している項目です。10ページからは、病気の際の対応について、平日の保育を利用されている方内、子どもが病気のとときの状況や、病児保育の利用状況、利用希望を聞いている設問です。12ページからは、不規則な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について、利用状況を聞いている項目です。14ページでは、小学校就学後の希望等についてです。現在、本市ではすべての方に回答してもらうことになっていますが、国は5歳、府は4歳以上の回答に絞ろうと検討しているところです。小学校就学後の学校の授業が終わってからの過ごし方、留守家庭児童育成クラブ等の利用希望、長期休暇中の利用希望などを聞いている項目です。15ページからは、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について、育児休業の規則状況や、職場への復帰などを聞いています。17ページからは、妊婦健診等について、妊娠・出産の不安や、その際の情報収集方法を質問しています。18ページ以降の設問のほとんどは、次世代育成支援行動計画のために調査したときの結果との比較のための項目が中心になっており、大阪府もそれに沿ったかたちで質問しており、緑色で示した箇所がたくさん出てきます。本市としてもワーク・ライフ・バランスを聞きたいということで、21ページには、仕事と子育てについての設問を設定しています。

続いて、資料5-2「小学生のいる世帯用」をご覧ください。基本的には、黄色で「就学前の調査票と同じ」と書いてある箇所は、先ほど就学前児童のいる世帯について説明したのと同じように、量的な事項などを聞く設問にしています。就学前児童のいる世帯と違う設問について説明します。7ページから10ページでは、留守家庭児童育成クラブ(放課後児童クラブ)等の利用について、利用状況や今後の利用希望を聞いています。赤字で記している部分は、言い回しの変更や、会議での意見を反映して、修正したところです。12ページでは、不規則の一時預かりや宿泊を伴う一時預かりについて、親の通院、不規則の就労等で家族以外に一時的に預けた状況や、泊

りがけでみてもらった状況などを聞いています。14ページからは、子どもの健やかな成長について、小学校にあがるときの不安感や、地域での体験学習などその他の状況を聞いています。それ以外の黄色で記した箇所は、就学前の設問と同じです。

続いて、資料5-3「妊婦用」をご覧ください。今回、東大阪市は、妊婦さんを対象として調査します。国や大阪府の調査票には設定されていない分野ですが、新制度の地域子ども・子育て支援事業の中には妊婦健診等が含まれています。また、本市としては子どもを安心して生み育てられる環境を整備していくということからも、量的には少ないのですが、妊婦に対する調査票というものを作成しました。黄色で記した箇所は、先ほどの小学生のいる世帯と同様に、基本的な項目を聞く設問です。1ページでは、年齢や家族の形態など基本的なことを質問しています。2ページからは、妊娠・子育ての状況について、出産される予定地や、出産後の居住地、妊娠や出産について困ったことなどを質問しています。5ページからは、妊娠・子育てに関する相談や情報入手について、情報収集するときどのような情報をもraitたいかなどを聞いています。

基本的には事前にお送りした調査票を見ていただいていると思います。時間の関係で簡単に説明いたしました。

関川会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明を受けて何か御意見等ございますでしょうか。

千谷委員

サンプル数について、6,000が就学前、3,200が小学生、800が妊婦となった意味合いを知りたいです。それから、資料5-1で難しい言葉が多く出てくるように感じたので、赤字で説明を入れていただいたので分かりやすくなりました。それから、地域の子育て支援拠点事業の問33についてです。機関名が多く出ていますが、民間の保育園や幼稚園でも、園庭開放や親子教室など色々な支援事業をやっています。そのようなサービスに通っている保護者も多いです。そういう民間のサービスが入っていないので、子育て支援の機関やサービスを知っているか、という設問に対して、公の機関についてだけ回答するのでは足りないのではないかと思います。

関川会長

ありがとうございます。引き続き、事務局からご説明をお願いします。

事務局・関谷

まず、サンプル数についてですが、無作為で抽出しますが、東大阪市の就学前児童の人口から、最低限必要な有効サンプル数を求めて、元にしてあります。今回協力いただいている業者に、必要なサンプル数を調査したうえで、統計学的な計算によって必要な枚数を求めてもらい、必要なサンプル数を算定しました。このサンプル数で最低50%を回収できるように取組んでいきたいと思っています。東大阪市では十分なサンプル数が確保できたかと考えています。

それと、保育所・保育園においても、色々な場においても実施されております。問33については地域での子育て支援という本市でも行っている事業ではありますが、そういった意見を聞きながら、まだ確定されたわけではないので、検討いたします。

説明を忘れていましたが、地域の子育て支援に関する色々な事業名が調査票に出てくることについては、この調査票以外にも、意義的なことを記した表紙と書き方のページがあります。それと、本市独自に、調査項目の中の地域の子育て支援の事業について説明した簡単なチラシを1枚同封することになっています。

関川会長

何かご意見ありますか。

吉岡委員

細かいことで、気になるところが多くあります。この場で意見を出さないとこれで終わってしまうのかをお尋ねします。たとえば、先程の、子育て支援拠点事業なのか、一般的な事業なのか、というご意見について、事業名をあげて回答してもらおうと説明されました。だが、この質問事項

の趣旨とは、そういった事業を何回利用しているか、ということなのか、その事業を利用すること、ということなのか、そういったところから真剣に考えないといけません。一般に市民や保護者の方は個々の事業名などは解らないと思います。というようなことも含めて、時間的な制約もあるので、また後で、各自の意見を寄せることができるのでしょうか。ここでは細かいことは論じられないと思います。

関川会長

事務局にご説明いただきます。

事務局・関谷

委員の皆様からの意見が色々あると思います。日程的には8月中に決定しますので、8月23日頃までにと考えていますが、子どもすこやか部に文章で意見をいただければ、それを元に調査項目については検討いたします。ぜひ今日の意見を事務局にいただきたいと考えております。

関川会長

このアンケートは、今後のスケジュールの関係もあって、9月の上旬には調査票を発送したいと考えています。今日の会議では調査票案についてのご意見を十分に伺う時間がないので、8月23日までにご意見を事務局にお手紙等でいただければと考えています。そのうえで事務局に整理していただき、最終的な調査票の修正を行います。本来はあらためて会議を招集して皆様に諮るのが筋ですが、時間的制約があるので、最終的な決定は事務局と私とで協議して、会長一任にさせて頂きたいと思います。その結果については、もちろん皆様にご案内・ご連絡いたします。よろしくをお願いします。

承認

関川会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは今後のスケジュールについてご説明いただきます。

(5) 今後のスケジュール

事務局・川西

今後のスケジュールについてお知らせします。資料6-1「今後のスケジュール(案)」をご覧ください。ここでひとつ押さえておいてほしいことがあります。平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度スタート」となっていますが、実際には、その半年ほど前には、各子どもに対する認定区分の判定もしなければいけませんし、各施設の確認作業等も始めなければいけないこととなります。実際に残された時間はあと約1年と考えています。それに関連して、「条例制定」として、平成26年の6月の第2回定例会に、認可基準・運営基準等の各種条例をあげる予定です。また、コンピュータの「新制度電算システム構築」についても、平成26年の9月には完成させて、職員等の研修もすべて終わらせる予定を組んでいます。「ニーズ調査」については、平成25年の9月から10月に行います。ニーズ調査に合わせて、各地域でのヒアリング調査も行い、今年内には速報値等をまとめたいと考えています。「子ども・子育て支援事業計画」については、需要量等を把握したら、それに対する確保対策等を事業計画に盛り込んでいく予定です。事業計画がまとまったら、パブコメ・地域説明会等を予定しています。

次に資料6-2「今後のスケジュール」をご覧ください。この子ども・子育て会議は、今年度内に5回を予定しています。皆様に日程調整していただくために、先に日程を示しております。予備日として第6回を一応設定しています。

関川会長

ありがとうございます。

古川委員

スケジュールのニーズ調査についてもう少しお聞きしたいです。アンケートの回収について、前回のアンケートでは回収率 47.5%で今回は 50%を狙うとのこと。見せていただいたところアンケートの量が非常に多いです。回答者は忙しいので、大変な作業になると思います。無作為に送られて来ても書いて返されるかが不安です。本当に 50%も集まるのかと思います。50%以上回収できればよいとは思いますが、どう回収するのかという方法についても少し検討したほうがよいのではないのでしょうか。たとえば、各幼稚園や保育所に回収をお願いしたり、自治会長や民生委員さんに配布してもらうなど、近くの方に頼まれたら書くと思います。無作為ではなく回収方法を検討したほうが、回収率が落ちないと思います。

関川会長

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。保育所・幼稚園の先生方には保護者に声をかけていただくなどをお願いしようと思っておりました。それ以外の方々についても、9月上旬という限られた期間内でご協力いただくような工夫ができないか、少し事務局と相談いたします。重要なニーズ調査なので、広報の仕方を少しこれまでと変えて工夫します。貴重なご意見ありがとうございました。

それでは以上のスケジュールで進めていきたいと思いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

6. 閉会

関川会長

これで本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして私の担当部分を終了させていただきます。

事務局・寺岡

ありがとうございました。次回の会議については、正式に決定次第、御案内を差し上げます。また、部会を開催する場合には、別途ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は長時間のご審議ありがとうございました。

閉会